

# 全国の司法書士会一覧

## 北海道

- 札幌司法書士会 Tel: 011-281-3505  
〒060-0042 札幌市中央区大通西13-4
- 函館司法書士会 Tel: 0138-27-0726  
〒040-0033 函館市千歳町21-13 桐朋会館内
- 旭川司法書士会 Tel: 0166-51-9058  
〒070-0901 旭川市花咲町4
- 釧路司法書士会 Tel: 0154-41-8332  
〒085-0833 釧路市宮本1-2-4

## 東北

- 宮城県司法書士会 Tel: 022-263-6755  
〒980-0821 仙台市青葉区春日町8-1
- 福島県司法書士会 Tel: 024-534-7502  
〒960-8022 福島市新浜町6-28
- 山形県司法書士会 Tel: 023-623-7054  
〒990-0021 山形市小白川町1-16-26
- 岩手県司法書士会 Tel: 019-622-3372  
〒020-0015 盛岡市本町通2-12-18
- 秋田県司法書士会 Tel: 018-824-0187  
〒010-0951 秋田市山王6-3-4
- 青森県司法書士会 Tel: 017-776-8398  
〒030-0861 青森市長島3-5-16

## 関東

- 東京司法書士会 Tel: 03-3353-9191  
〒160-0003 新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館2F
- 神奈川県司法書士会 Tel: 045-641-1372  
〒231-0024 横浜市中区吉浜町1
- 埼玉司法書士会 Tel: 048-863-7861  
〒330-0063 さいたま市浦和高砂3-16-58
- 千葉司法書士会 Tel: 043-246-2666  
〒261-0001 千葉市美浜区幸町2-2-1
- 茨城司法書士会 Tel: 029-225-0111  
〒310-0063 水戸市五軒町1-3-16
- 栃木県司法書士会 Tel: 028-614-1122  
〒320-0848 宇都宮市幸町1-4
- 群馬司法書士会 Tel: 027-224-7763  
〒371-0023 前橋市本町1-5-4
- 静岡県司法書士会 Tel: 054-289-3700  
〒422-8062 静岡市駿河区稲川1-1-1
- 山梨県司法書士会 Tel: 055-253-6900  
〒400-0024 甲府市北口1-6-7
- 長野県司法書士会 Tel: 026-232-7492  
〒380-0872 長野市妻科399
- 新潟県司法書士会 Tel: 025-244-5121  
〒950-0911 新潟市中央区笹口1-11-15

## 中部

- 愛知県司法書士会 Tel: 052-683-6683  
〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭1-12-3
- 三重県司法書士会 Tel: 059-224-5171  
〒514-0036 津市丸之内養正町17-17
- 岐阜県司法書士会 Tel: 058-246-1568  
〒500-8114 岐阜市金竜町5-10-1
- 福井県司法書士会 Tel: 0776-43-0601  
〒918-8112 福井市下馬2-314 司調合同会館
- 石川県司法書士会 Tel: 076-291-7070  
〒921-8013 金沢市新神田4-10-18

- 富山県司法書士会 Tel: 076-431-9332  
〒930-0008 富山市神通本町1-3-16 エスポワール神通3F

## 近畿

- 大阪司法書士会 Tel: 06-6941-5351  
〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6
- 京都司法書士会 Tel: 075-241-2666  
〒604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル5-232-1
- 兵庫県司法書士会 Tel: 078-341-6554  
〒650-0017 神戸市中央区楠町2-2-3
- 奈良県司法書士会 Tel: 0742-22-6677  
〒630-8325 奈良市西木辻町320-5
- 滋賀県司法書士会 Tel: 077-525-1093  
〒520-0056 大津市末広町7-5 滋賀県司調会館2F
- 和歌山県司法書士会 Tel: 073-422-0568  
〒640-8145 和歌山市岡山丁24

## 中国

- 広島司法書士会 Tel: 082-221-5345  
〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-69
- 山口県司法書士会 Tel: 083-924-5220  
〒753-0064 山口市神田町5-11 山口神田ビル3F
- 岡山県司法書士会 Tel: 086-226-0470  
〒700-0023 岡山市北区駅前町2-2-12
- 鳥取県司法書士会 Tel: 0857-24-7013  
〒680-0022 鳥取市西町1-314-1
- 島根県司法書士会 Tel: 0852-24-1402  
〒690-0887 松江市殿町383 山陰中央ビル5F

## 四国

- 香川県司法書士会 Tel: 087-821-5701  
〒760-0022 高松市西内町10-17
- 徳島県司法書士会 Tel: 088-622-1865  
〒770-0808 徳島市南前川町4-41
- 高知県司法書士会 Tel: 088-825-3131  
〒780-0928 高知市越前町2-6-25
- 愛媛県司法書士会 Tel: 089-941-8065  
〒790-0062 松山市南江戸1-4-14

## 九州

- 福岡県司法書士会 Tel: 092-714-3721  
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-2-23
- 佐賀県司法書士会 Tel: 0952-29-0626  
〒840-0843 佐賀市川原町2-36
- 長崎県司法書士会 Tel: 095-823-4777  
〒850-0874 長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館本館6F
- 大分県司法書士会 Tel: 097-532-7579  
〒870-0045 大分市城崎町2-3-10
- 熊本県司法書士会 Tel: 096-364-2889  
〒862-0971 熊本市中央区大江4-4-34
- 鹿児島県司法書士会 Tel: 099-248-8270  
〒892-0823 鹿児島市住吉町13-1 ハーパーフロントビル4F
- 宮崎県司法書士会 Tel: 0985-28-8538  
〒880-0803 宮崎市旭1-8-39-1
- 沖縄県司法書士会 Tel: 098-867-3526  
〒900-0006 那覇市おもろまち4-16-33

## 日本司法書士会連合会

ホームページ <https://www.shiho-shoshi.or.jp/>

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 Tel: 03-3359-4171(代表)



## 日本司法書士会連合会

司法書士会

検索

## 不動産登記に関する相談

**司法書士は「登記の専門家」です。**

土地の売買、家の新築、親族への贈与、不動産を担保にした融資、住宅ローンの完済など、不動産は登記をすることによってあなたの権利が守られます。登記手続は複雑な場合も少なくなく、誤った登記をすると大事な財産を失うことにもなりかねません。不動産登記の専門家である司法書士は、依頼者の代理人として適正な登記申請手続を行うだけでなく、登記の前提となる取引に立会い、的確なアドバイスを行います。

## 相続・遺言に関する相談

**円滑な相続手続をお手伝いいたします。**

相続は誰もが経験する可能性のある法律問題です。遺産の分け方や誰が相続人かといったことから、「遺言が残されている」「遺産の中に借金がある」「相続人に未成年者がいる」等のケースまで、簡単なケースばかりではありません。遺産の中に不動産があるときは登記が必要になります。また、将来の相続争いを避けるために遺言をしておくことが有益なこともあります。司法書士は相続登記や家裁での手続、遺言など専門性を発揮して的確にアドバイスいたします。

## 成年後見に関する相談

**司法書士は成年後見制度の担い手です。**

「成年後見制度」は、認知症や精神障害、知的障害などにより判断能力が不十分な方々が、人間としての尊厳を保ちながら安心して生活できるように、成年後見人等が財産管理や介護、福祉に関する手続を代わりに行うなどして、法律面や生活面で支援する制度です。判断能力が衰える前に、将来に備えて後見人を決めておくことも可能です（任意後見制度）。法律はもとより人権、福祉、医療の分野にまで及ぶ研修を受けた多くの司法書士が、成年後見人等に就任しています。

## 会社登記や企業法務に関する相談

**司法書士は会社登記と企業法務のスペシャリストです。**

会社の設立、新規事業の立ち上げ、定款の見直し、後継者への事業承継、事業再編など、企業経営では「会社法」に則った手続や会社登記が必要になります。また、株主、顧客、取引先、従業員等との関係でも法的な対応が必要な場合があります。司法書士は会社登記の専門家として、適正な登記手続を行うだけでなく企業法務全般を支援いたします。

くらしの  
法律家

司法書士の仕事は  
使える法律の知恵と、  
等身大のアドバイスを  
提供することです。

## 日常生活のトラブルに関する相談

**思いがけなく見舞われる法的トラブルの解決を支援いたします。**

家賃や敷金のトラブル、職場のトラブル、契約のトラブル、交通事故、境界紛争など人生には様々なトラブルが起こることがあります。そんな日常生活のトラブルに遭遇したときは、「泣き寝入り」する前に司法書士にぜひご相談ください。法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事事件で依頼者の代理人として相手方との交渉や裁判、調停を行います。また、すべての司法書士は金額に関係なく、訴状などの書面を作成して本人訴訟をバックアップいたします。

## 借金に関する相談

**司法書士が生活再建を支援いたします。**

複数のクレジット会社、金融会社等から借入を行い、生活が破綻してしまい、家族離散など悲惨な結果を招くことが少なくありません。住宅ローンや教育費等の負担増、倒産やリストラ、保証倒れなど借金の原因は様々ですが、借金問題は必ず法的に解決ができます。司法書士は相談者のお話を丁寧にお伺いし、「破産」「個人再生」「任意整理」「特定調停」「過払い金返還訴訟」等、個々の事情に応じた適切な解決方法を助言し、生活再建を支援いたします。

